

# 会 議 録

会 議 録	第 1 回山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会		
開 催 日 時	令和 3 年 1 月 2 1 日 (木) 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0		
開 催 場 所	厚狭地区複合施設 2 階 第 2 研修室 A ・ B		
出 席 者	山口県弁護士会 岡田卓司 山口県行政書士会 松岡 巧 山陽小野田市社会福祉協議会 小柳朋治 山陽小野田医師会 白澤宏幸 老人福祉施設 市村雄二郎 障害者支援施設 徳永祥三 社会福祉課 岩佐清彦 高齢福祉課 麻野秀明	山口県司法書士会 山口県社会福祉士会 山陽小野田市民生児童委員協議会 山陽小野田市介護支援専門員連絡協議会 相談支援事業所 障害福祉課 生活安全課	森田祐三 豊嶋則子 森川繁夫 山下聡之 廣石義和 岡村敦子 木本順二
欠 席 者	山口県宇部健康福祉センター 木村茂香	委員数 1 6 人 出席者数 1 5 人 欠席者数 1 人	
事務担当課 及び職員	福祉部長 兼本裕子 高齢福祉課主幹 大井康司 高齢福祉課 岩村庸平 高齢福祉課 福田真子	福祉部次長 尾山貴子 高齢福祉課 荒川智美 高齢福祉課 吉松琴乃	
会 議 次 第	1 福祉部長あいさつ 2 辞令交付 3 自己紹介 4 委員長・副委員長選出 5 委員長・副委員長あいさつ  議事（審議事項） 6 行政説明  成年後見制度の概要及び利用促進に向けた体制整備等について  7 県内市町の成年後見制度の利用促進に向けた体制整備の取組状況について（山口家庭裁判所）		

	<p>8 情報交換</p> <p>9 その他</p>
<p>会 議 結 果</p>	<p>1 について 福祉部長が挨拶を行った。</p> <p>2 について 辞令交付を行った。</p> <p>3 について 事務局職員及びオブザーバーの紹介を行った。</p> <p>4、5 について 委員長・副委員長の選任について委員に諮ったところ、事務局一任となり、事務局から委員長に岡田委員、副委員長に白澤委員を選出したい旨提案があり、全会一致で承認された。委員長、副委員長がそれぞれ挨拶を行なった。</p> <p>6 について 事務局が、6 行政説明、成年後見制度の概要及び利用促進に向けた体制整備等について、資料 2、4、7、8 を使用し説明を行なった。</p> <p>7 について オブザーバーの山口家庭裁判所主任書記官が別紙成年後見制度利用促進体制整備に係る取組状況を使用し説明を行った。</p> <p>8 について ○情報交換の内容は、以下のとおり。 委員長：様々な関係団体が参加されているため、情報交換では、それぞれの委員の取組や成年後見制度の利用促進がなぜ必要か等の理解も含めて進めていきたい。 はじめに、メーリングリストについて。自身は、近隣市の成年後見制度利用促進基本計画の策定に携わっており、メールを活用して、情報交換を行っている。会議の場で発言することが難しい場合もあるので、メールを活用して意見を出していければと考え</p>

ている。また、市計画の策定に向け、本会議の開催回数に残り3回の予定となっているが、3回で十分なのか。近隣市の場合は会議の開催数を予定よりも増やした。ただ、予定したスケジュールで進めていく場合は、会議を効率化させるためにも、メールを活用していきたいと考えている。委員の意見を出しやすい環境づくりを行いたいため、良いアイデアがあれば出していただきたい。

本日の資料3委員名簿ですが、利用促進の観点から委員の構成を見直すことも必要と考える。近隣市では、当事者の会が委員として入っている。現状では、当事者を支える専門職、支援者や地域の関係団体、そして行政で構成されている。当事者の声を何らかの形で反映させる必要がある。理由としては、資料6成年後見制度利用促進基本計画の目次に、2成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等(2)今後の施策の目標に、「ア)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善を進める」と記載されている。実際に高齢の方、その親族や障害をお持ちの方その家族が、成年後見制度をどのような眼差しで見ているのか、ということを理解していくことが必要。当事者の声をひろい上げて計画を立てていくことが必要と考える。

次に、2成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等(2)今後の施策の目標の「イ)地域連携ネットワークの構築」については、私たちがつながっていくことで、ネットワークづくりへとつながると考えている。

次に、2成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等(2)今後の施策の目標の「ウ)不正防止」については、自身の職種である弁護士でも、横領事件が起きている。弁護士が後見人等の業務を行う場合は、所定の研修を受け、名簿登録し、何か問題があった場合の賠償保険へ加入することで、後見人等の業務が行えるようになる。だから、当事者の方が、「後見人等の不正防止を行わないと不安な心理をぬぐえないから」不正防止が重要である。また、一般市民の方が、成年後見制度についてどのようにみているのかを私たちも知る必要があると思う。近隣市では、高齢者、障がい者の方の当事者の会の代表が入っているので、委員の構成を考え直していただきたい。

資料2の23ページに、今から、私たちが取り組んでいかないといけないことが記載されている。「地域連携ネットワークの三つの役割を実現させるために、具体的な施策を定めること。チームや協議会の設置、地域連携ネットワークの仕組みや具体化、中核機関の設置、機能の段階的・計画的な整備について定めている。そして今ある、地域包括ケアや障害福祉サービスや、司法のネッ

トワークなどの既存の仕組みを活用すること、また、お金に関する問題で、成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方について、以上について考えていけないといけない。

成年後見制度の利用に関する助成制度は、後見人等を行う専門職は理解していると思う。民法を改正し成年後見制度を作成した、東京大学の内田氏が執筆した、民法1という本の中で、「法律の世界から言えば、成年後見制度はお金がある人の財産管理の制度である。確かに、福祉的観点から身上監護面で成年後見制度が必要となるかもしれないが、それは、福祉の世界で充実させるべきものだ」と書いてある。しかしながら、お金がないが身上監護面の支援が必要になってくる人はいる。その場合に、報酬をどうするのか、という問題がある。そこで、今後の利用支援の助成がなぜ必要になってくるのかは、やはり、報酬が発生する以上、それを誰がみるのか。生活保護世帯などでお金がないから成年後見制度へつながらない、家族もお金を出せない、ということが出てくる。だからこそ、後見人の報酬助成制度の在り方が重要である。報酬助成制度には、自治体によって少し違いがあり、市長申立てに限る場合もある。山陽小野田市はどうか？

事務局：報酬助成については、市長申立てに限ってはいない。

委員長：山陽小野田市は広い条件で運用しているといえる。

続いて資料6の「ア）利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善を進める（b）保佐・補助及び任意後見の利用促進」について。成年後見制度の利用者の約8割弱が後見類型であり、利用が偏っていることが1つ問題と考える。ただ、後見制度は、利用者の「権利や意思の尊重」という観点から見ると、後見人が本人の代理人として多種様々なことができることについて、本当にそれでよいのか、という問題から、本人の判断能力が残っているうちから本人の意思を活かしながら、早い段階から支援しよう、ということで、保佐や補助を利用促進でやっていくべきではないかと考えている。

また法定後見制度は、後見人等を弁護士、司法書士、社会福祉士などの第三者が選ばれ、家庭裁判所が選任することとなる。一方任意後見制度は公正証書という形で、自らが選んだ代理人と契約するものである。そして、その代理人がしっかりと本人のために支援をしているかを監督する任意後見監督人をつけることとなる。そうすると、自身が信用できる方へ財産管理を頼むことができるので、法定後見制度よりも、本人のメリットを感じやすい

ということで、内閣府も考えている。宇部市の会議体では、公証役場の方にもオブザーバーとして参加してもらい、宇部市の利用の実態や料金がどの程度かかるか、などを聞いた。先日、公証役場の方へ、山陽小野田市でも会議を開催するので、会議に出席し話をしてもらうことについて、声をかけると、了解いただいたので、今後、会議の出席に向けて事務局へ考えてもらいたい。

次に、後見制度の利用に際して相談者からは、申立ての費用や後見人への報酬について気にされる方が多いように感じる。弁護士を含め、後見人が不祥事を起こした関係で、財産が3千万以上あれば、信託銀行へ預けないといけず、そのためだけに弁護士を付けないといけないというケースもある。

それでは、実際に、後見業務を行われている司法書士、社会福祉士の専門職の方へ、成年後見制度の利用促進についての課題やどのような取組みが必要か、後見業務を行う立場としてお答えいただければと思う。

委員：市内で司法書士を行っている。司法書士は、弁護士、社会福祉士と同様に、専門職として後見人を受任している。山口県司法書士会へ所属し、山口県司法書士会の上位組織として、「日本司法書士・保護書士連合会（確認）」がある。司法書士が成年後見人になるには、日本司法書士・保護書士連合会が別法人として立ち上げた、リーガルサポートのメンバーになることを推奨されている。なぜそのメンバーになることが推奨されているかというと、専門職後見人としての見識・知識、あるいは、先人が積み上げたノウハウなどを全国で共有して、各種様々な後見事例に対し、うまく応じていけるようにするためにリーガルサポートがある。委員長からの話もあったが司法書士も横領事件があり、近年では、岡山県で大きな事件があった。報道にも取り上げられ、裁判所からも非常に怒られたと、聞いている。リーガルサポートに登録している司法書士が成年後見人になった場合は、年2回銀行の通帳、報告書を提出し、チェックしていたが、それをすり抜けて不正を働くものがいたので、大問題になった。しかしながら、少なくともチェック機能としては備えているので、あとは、それを適切に運用できるか、どうか不正防止に関しては聞われているところだと思う。

法廷後見制度への関わりについては、市長申立てや親族申立てなどから、家庭裁判所から、ケースに応じて弁護士、社会福祉士、司法書士等の関係団体へ後見人としての打診がなされる。

委員長から、任意後見の推進が話されたが、そもそも成年後見

制度ができた時に、任意後見が成年後見制度のメインとして位置付けられたと記憶している。任意後見は、自分が元気なうちに、自身の判断能力が衰えた時のために、どうしてもらいたいかを、事前に自分で決めることができる。自己決定を最大限尊重できる制度であり、少なくとも成年後見制度に対する不信感は、任意後見制度で取り除かれると考える。ただし、一般の方は、任意後見、法定後見と言われてもわからない。事務局の行政説明でも言われていたが、後見制度の広報、認知度が低く、相談会等でも、何度も聞かれる。委員長も言われるとおりに、お金のことも聞かれるが、「一体何ができるのか。掃除してくれるのか」と聞かれる。残念ながら掃除はできないので、なぜなのかも含めて、何度も伝えるようにしている。だからこそ、広報の必要性が大変重要と考える。

成年後見制度の利用には、書類を揃えて家庭裁判所へ提出しなければならない。家庭裁判所でも丁寧な説明はしていただけるが、裁判所というだけで一般の方はハードルが高く、手続きが頓挫してしまうことがある。しかし、一方で専門職である司法書士等へ資料の作成を頼むと、約10万円ほどかかる。また、鑑定書が必要となった場合は、5～10万円ほどかかる場合がある。例え、本人にお金があっても、親族が申立てる場合は、親族が立て替えないといけないため、その時点で親族が二の足を踏み、申立てができないということもある。申立ての提出書類の中には、戸籍も必要であり、戸籍を揃えたり、家系図、財産目録を作成することなどから、申立てにつまずくことも非常に多いと感じている。広報、認知度を上げることも大切だが、次の段階として、申立てがいかにスムーズに家庭裁判所へ繋げるかが重要と考える。

委員：山口県社会福祉士会、ぱあとなあ山口に所属している。ぱあとなあ山口へ85名が会員として登録し、後見を担当している。受任件数559件、後見類型453件、保佐類型71、補助類型25件、あとは任意後見と監督人となる。

後見人等の受任のメンバーが不足しているという課題がある。県内5圏域にわかれているが、圏域ごとにも、受任者が多い、少ないがあり、家庭裁判所から依頼があっても受けられない場合がある。

後見人に関する相談としては、やはり「不正は大丈夫なのか。後見人への報酬はいくらぐらいかかるのか」など問い合わせがあり、説明すると、「そこまで金額がかかるならやめる」ということもあった。

また、自身の意向を反映させられる任意後見の相談もあるが、

しっかりと自身の意向を伝えられない場合もある。また本人自身が「まだ自分でできる。」ということが多く、将来的に必要でも現在では考えられないという方もいる。

委員長：行政書士は、後見人の受任は行っているのか。

委員：法定後見については、数が少ない。どちらかというと、任意後見の相談や契約が多い状況である。自身のことになるが、契約はあるが、まだ、後見が発効していないので、後見の経験はない。行政書士の会員が加入する一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターがあり、会員が後見業務に当たっている。相談は、あるが費用、信頼性から、成年後見制度の利用につながらない場合がある。

委員長：専門職として後見業務を担っている3名の委員から意見をいただいたが、相談があっても、費用や申立ての複雑性から、申立てにつながらないという、課題が挙げられた。

次に、補助の一手手前、社会福祉協議会が支援している、日常生活自立支援事業について。日常生活自立支援事業の現状や、成年後見制度へのスムーズな移行という点についてご意見をいただきたい。

委員：日常生活自立支援事業は、成年後見制度と同じ時期に始まっているものである。利用者と契約を結び、判断能力が低下されてこられた方の日常的な金銭管理と福祉サービスの利用援助を取り扱っている。

また、平成17年度から法人後見制度を始めている。日常生活自立支援制度の利用開始当初は自身の意思を反映させられる程度の判断能力があった方が、判断能力が落ちてこられた場合に、成年後見制度へ移行することが課題である。最近では、家族関係の問題があり、日常生活自立支援事業では、対応できない問題もあり、社会福祉士会や弁護士会へ相談させていただくこともあり、申立てにつなげることもある。現在、1件法人後見を受任している。入院患者さんが、家族からお金を搾取され、医療費が払えなくなり、入院先の医療機関から、なんとかならないかということで、相談があり、受任したケースである。そのため、ほとんど預貯金がない状態だったため、年金から、入院費や滞納分等に当てていたため、本人からは、後見報酬を一切いただいていないという状況だった。預貯金があれば、後見人を弁護士等へ依頼す

ることができるが、預貯金がない等から、断られて、法人後見に来る場合もあると考えている。利用促進として、市の報酬助成などが普通に利用することができれば、社会福祉協議会としても法人後見として受任することもできると思う。ただし、専門的な知識がないので、複数後見という形で、3士会さんなどと協力していければと考えている。

委員長：日常生活自立支援事業の利用者は何名か。将来、後見制度へ移行する可能性のケースもあるか。

委員：約70名程度。

委員長：なんらかの問題があり、日常生活自立支援事業の契約に至っている。認知症の進行により、毎日のように、電話で「お金いつくれるか」と電話があることもあり、そのようなケースは、スムーズな後見制度への移行が必要と思う。

委員長：日常生活自立支援事業を利用される方は、社会福祉協議会へどのようにつながるのか。

委員：本人からの相談はない。親族や近隣の方の相談が多い。また、介護支援専門員やケースワーカーからも相談が入る。

委員長：本人からではなく、支援者からの相談で日常生活自立支援事業へ繋がるということだった。続いては、介護支援専門員や施設などの支援者側の委員へ意見を聞いていきたい。

委員：成年後見制度自体は、金額がどの程度かかるのか、どのような支援を行っていただけるのかは、勉強不足の部分もある。そのため、現状では、社会福祉協議会や市へ相談させてもらっている。

委員長：介護支援専門員連絡協議会で、成年後見制度に関する研修会などは開かれているか。

委員：実施している。ただ、お金の部分など詳細が聞けておらず、自身も1件、成年後見制度が必要だと思われる方がいたが、費用の問題からつながらなかった、ということがあった。

委員長：では、高齢者施設側からの成年後見制度に関する意見を

伺いたい。

委員：特別養護老人ホームに所属している。特別養護老人ホームは要介護3以上が、要件となっている。施設側としては、本人からは、成年後見制度の相談はない。ご家族からの相談については、法人内に地域包括支援センターのサブセンターがあるため、サブセンターもしくは市の地域包括支援センターへ繋げるようにしている。

今までの情報交換から、手続きの簡素化、お金の関係、信用の関係が問題になっているが、これらの解決には、成年後見制度の広報周知活動だけでは解決できないと考える。例えば任意後見制度を利用する場合に、代理人を長男、次男、三男、誰にしようか、という問題も考えたうえで広報活動を行う必要があると考える。参考資料で配られた宇部市の計画では、最初に、後見センターが広報活動、相談事業の機能を果たしていくと記載されているが、制度の説明だけでは難しいと感じる。

委員長：宇部市は、実際当事者の方の意見を意見交換会という形で声を聴いた。本市でも当事者の声をなんらかの形で反映させたいと思う。

障害者福祉について、相談支援事業所、そして障害者支援施設として成年後見制度についてどのような関わりがあるか。

委員：生まれながらに障害を持たれている方が多く、その親が幼少期から支援をしており、障害を持たれた方が成人になってもご家族が元気な限りは、支援を継続している。だからこそ、ご家族が年齢を重ねて支援が難しくなることをイメージして成年後見制度の利用についても1つの備えとして考えていく必要があるのかと考える。

委員：障害者支援施設は入所の施設であり、利用者が高齢となり、ご家族から相談を受け、後見人を立てるということが何件かあった。利用者の高齢化から、これから成年後見制度の利用が増えていくと考えている。

委員長：障害者支援施設では、成年後見制度の研修はされているか。講師はどのような方か。またその研修が抽象的なものであれば、相談にのることも難しいこともあるのではないかと。

委員：相談に対しては説明不足な点があるかもしれない。研修会

は、外部であれば参加するというものである。

委員長：次に、医師は診断書や鑑定の作成として、成年後見制度に携わるが、金額がどの程度かかるのか等教えていただきたい。

委員：診断書は作成したことがない。本日の会の話は、すごく新鮮な内容だった。医師の中でも、診断書の作成を行っている医師は少ないのではないかと思う。高齢社会で、独居、認知症の方も増加しており、独居で認知症という方や地域で生活されている障害を持たれた方自身の高齢化、その家族の高齢化などもたくさん見受けられるので、潜在的には成年後見制度が必要と考えられる方は多いのではないかと思う。しかし、医師がかかわっているケースが少ない事、また、医師の意識も低いのではないかと感じているため、本日の会議での話を医師会でも広げていく、ということが必要と考える。

委員長：かかりつけの医師に、診断書を書いていただく場合があるが、どの先生が診断書を書いていただけるのかわからないという問題もある。例えば、「成年後見制度の診断書の作成に対応している」との意思表示のようなものはあるか。

委員：ない。認知症専門の医師というものはある。しかし、依頼があれば、対応はできると考えている。

委員長：地域では、独居で生活されている高齢者の方、障害を持たれた方、身寄りのない方も生活されている。そのような方の見守り、地域のセーフティネットワークとして民生児童委員の方が活躍されていると承知している。民生委員からの視点として、意見をいただきたい。

委員：個人情報から、なかなか情報が入ってくることは少ない。ただ、65歳以上の1人暮らしの方、75歳以上の二人暮らしの方については、年に1度訪問している（今年はコロナで中止）。1人暮らしで将来不安な方は、この成年後見制度についてリーフレットを使って紹介はしている。実際に、自身がかかわった方で成年後見制度を利用した方とは出くわしていない。委員も約150人ほどいるが、3年に1度委員が入れ替わる為、制度を知らない民生委員もいると考えられるので、定例会等で制度の説明を受けられればと思う。民生委員を最初の地域の相談窓口として、使

っていただければと思う。

委員長：民生委員は市民に公開されているのか。

委員：市の広報をとおして、市民に公開されている。

委員長：個人情報の問題はあるが、情報共有の手段として、地域包括支援センターへ情報を伝えるということはされているか。

委員：地域包括支援センターや社会福祉協議会へ相談している。また法テラスへつなぐこともある。

委員長：地域包括支援センターほどの程度市民から相談があるか。

また相談窓口の体制はどのようになっているか。

事務局：地域包括支援センターは直営で運営しており、市内に5カ所サブセンターを設置している。サブセンターは以前在宅介護支援センターがあった場所に設置している。権利擁護の相談は直営・サブセンターを含め相談窓口としている。相談件数については、現在ないが、統計的には把握している。

委員長：障害者の成年後見制度に係る相談窓口は市なのか。

委員：障害福祉課が窓口となっている。件数自体は多くないが、社会福祉士等へ相談したり、関係機関へ相談しながら対応している。

委員長：本日の会議では、山陽小野田市の現状や各団体の状況が把握できた。これを受けて、もう少し聞いてみたい、ということがあれば、メールなどを活用して、質問等を事務局へ出させていただきたいと思う。メール登録をお願いします。

地域に根差した計画にしないといけないと考える。参考までに宇部市では、圏域を5カ所（東西南北）にわけ、圏域ごとに2カ所ずつ地域包括支援センターが設置されている。圏域ごとに相談窓口を設置している。山陽小野田市では、地域の特性に応じた相談窓口の設置、例えば、旧小野田、旧山陽等、地域の方の身近な相談窓口を検討することが必要と思う。サブセンターを含め成年後見制度の相談対応ができるように、など考えていってほしい。

次の２回目の会議では、このような意見も含め、現状を含めて、今後の成年後見制度の利用促進の体制整備について議論できればと考えている。また、後見人の信用、費用の問題など、率直な意見も出していただきたい。

また、宇部市では金融機関から、成年後見制度へ繋がったケースがあった。地域連携ネットワークの構築に向け、要望として、金融機関もこの会へ参加できるようにしてほしい。事務局には次回の会議までに考えていただきたい。

以上

#### 9 その他

事務局より、第二回会議の日程をお知らせした。

～ 閉会 ～